平成 27 年 4 月 1 日
洛陽総合高等学校

洛陽総合高等学校　いじめ防止基本方針

本校は「一人ひとりの個性を尊重し、自己実現をサポートする学校」として、社会に貢献できる教育環境作りを行っている。そのため、全ての生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるよう、生徒自身も互いの個性・多様性を認め合える様に教員一同教育活動を実施している。

いじめ防止に向けて、いじめの未然防止を図りながら、いじめを認知した場合は適切かつ速やかな解決を実施するために「いじめ防止基本方針」を定める。

1　いじめの定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（注 1）「一定の人間関係のある者」とは、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者。

（注 2）「攻撃」とは、仲間はずれや、集団による無視など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすること。

（注 3）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視すること。

2　いじめに対する基本的な考え方と対処方針

(1) 基本的な考え方

いじめは、人格形成に極めて重大な影響を及ぼすだけではなく、その生命または身体に危険を生じさせる恐れがある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、いじめを受けた生徒の生命及び心身の安全を確保する事が重要である。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて敏感に察するよう努める。その際、いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられ

ている子どもの認識の問題であるということを前提とし、表面的・形式的な判断で済ませることなく、いじめられている子どもの立場に立って細心の注意を払い、心に寄り添う指導を行う。また、いじめを行った子どもについても、その人格形成における教育的かつ指導的観点を考慮し、必要な措置を取ることとする。その上で、家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携を取りながらいじめの問題を克服することを目指すものである。

(2) いじめのタイプに応じた対処方針

①子供たちが共同生活をおくる上で、当然発生するであろう軋轢。
＊軋轢の解消は可能な限り生徒の自主性に任せる。直接介入することなく見守る。
②従来型コミュニケーション系いじめで、仲間はずれにするなど犯罪の構成要件は満たさないもの。
＊教師・学校側が積極的に介入し解決する。
③犯罪型コミュニケーション系いじめで、インターネット上での誹謗中傷のように犯罪とみなしうるもの。
＊警察へ通報するなど司法の介入によって解決する。
④暴力・恐喝型いじめで、暴行や窃盗などの犯罪に問われるもの。
＊警察へ通報するなど司法の介入によって解決する。

3　いじめ防止の組織

(1) 委員会運営事項

いじめ防止のために本校が取り組むべき、いじめ防止のための生徒への啓発・いじめ未然防止の基準策定・教員の資質向上に関わる措置・地域連携の在り方などの企画立案・策定・実行・効果検証について、校長をトップとした「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 構成員

校長・教頭・部長・生活指導部主任・年次主任・養護教諭、またいじめ防止に必要と学校が判断した教員を構成員とする。また、必要に応じて、臨床心理士、法律家などを加えるものとする。

4　いじめ防止のための取組み

(1) 指導体制

いじめは学校生活において、その場、その時々を構成する集団の空気感・集団圧力によって、個人の在り方が決まりやすい。結果的に弱い者、集団とは異質のものを攻撃したり排除したりする形で、いじめが発生することが多い。その場、その時々の関係性によって人としての在り方が決まるということではなく、自立した個人としての存在があった上で社会集団が構成されるという観点から、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる新し

い価値観を育てる指導を徹底するとともに、道徳教育、心の教育を通じてかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて教育・指導を行う。
①教職員の資質向上に関わる措置
　いじめ発生のメカニズムや、いじめに関わる加害者・被害者の心理メカニズム、結果としてどの様な事象が発生する可能性があるのかといったことについて教職員間で研修や勉強会を通じて理解を深める。
②道徳教育・いじめ防止等への啓発活動
　ホームルーム時間や総合学習の時間を通じて、個性を尊重する態度や、その基礎となる価値観を育てる指導を徹底する。
③地域および諸機関との連携
　普段の教育活動において地域住民の方々や、警察、児童相談所などの諸機関と情報を共有し、連携できる関係性を構築する。

(2) 未然防止及び早期発見
　いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応する必要がある。「いじめのサインの見つけ方」資料等を教職員に配布し、教職員一同きめ細かな注意を払って、実態の把握に努める。

6. 重大事態への対応
　校長が重大事態と判断した場合、直ちに、校長のリーダーシップのもと重大事態調査委員会（以下、調査委員会）を設置する。調査委員会は校長、教頭、その他関係する教職員等、重大事態の状況に応じて必要な人員で構成する。設置期間については、重大事態の発生ごとに対応する。調査委員会は重大事態に関わる事実関係を明確にするために、関係各所と連携しながら調査を実施する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると判断される事案については、警察等関係機関と連携を行う。また、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係の情報を適切に提供すると共に、いじめを受けた生徒の安全確保と落ち着いて教育を受けられる環境作りの対応を行う。
　重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び京都府に、その旨を報告する。